

特例給付・特例地域型保育給付について

平成26年10月24日

特例給付に関する考え方の整理

(1) 給付費等の種類

給付費等については、法律上以下のものが規定されている。

）施設型給付費

- ・ 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）を利用する教育標準時間認定、保育認定（満3歳以上、満3歳未満）を受けた子どもに対応。
 - 認定こども園（幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園）を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費
 - 幼稚園を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付費
 - 保育所（公立施設）を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費
標準教育時間認定を受けた子どもについては、給付費の中に全国统一で算定される部分と地方の裁量による部分が含まれ一体的に支給される。また、私立保育所を利用する保育認定を受けた子どもについては、委託費として市町村から施設に支払う。

）特例施設型給付費

- ・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。
 - 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育施設を利用した場合の給付費
 - 幼稚園を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳以上）に対する給付費
 - 保育所を利用する教育標準時間認定を受けた子どもに対する給付費

）地域型保育給付費

- ・ 保育認定（満3歳未満）を受けた子どもに対応。
 - 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用する保育認定を受けた子ども（満3歳未満）に対する給付費

）特例地域型保育給付費

- ・ 緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に対応。
 - 認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により事業を利用した場合の給付費
 - 小規模保育等を利用する教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上）に対する給付費
 - 離島など特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の確保が困難な地域において、これに準じた保育を利用した場合の教育標準時間認定を受けた子ども、保育認定を受けた子ども（満3歳以上、満3歳未満）に対する給付費

(2) 特例給付の利用形態

(1) のとおり、) 施設型給付費、) 地域型保育給付費については、それぞれの認定区分に応じた施設・事業を利用した場合に給付されるものであるが、) 特例施設型給付費、) 特例地域型保育給付費 (特例給付) については、緊急利用時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、本来であれば給付を支給できないものについて例外的に、市町村が必要と認める場合に給付することとされている。

施設・事業の種類と設定可能な利用定員の認定区分は法律上決まっており (支援法 3 1 条・4 3 条)、利用者と利用定員の認定区分がずれる場合の特例給付は、利用者の地位の安定や質の確保上、例外的に行われる必要がある。

この特例給付について、法律上規定された利用形態を整理すると、

緊急利用時の償還払い

認定申請後、認定の効力が発生するまでの間、緊急その他やむを得ない理由により、

- a 教育標準時間認定を受けた子どもが、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- b 保育認定を受けた子ども (満 3 歳以上) が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- c 保育認定を受けた子ども (満 3 歳未満) が、認定区分に対応した特定教育・保育施設を利用する場合
- d 保育認定を受けた子ども (満 3 歳未満) が、特定地域型保育事業を利用する場合

< 想定される具体的な事例 >

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもについて、年度途中での引っ越しに伴う、市町村を異にする転園等の場合には、転入先の市町村で新たに認定を受ける必要があるが、市町村の認定事務が遅延するケース
- ・ 保護者の緊急的な入院等の事由により保育の必要性が生じた場合など、緊急に保育所等への入所が必要な場合に、支給認定証の交付事務が遅延するケース
- ・ 震災その他の災害等の発生により、市町村の認定事務が遅延するケース

それぞれの「認定区分、施設・事業に応じた公定価格を基準として市町村が定めた額*」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を利用者に対して償還払い

* 通常、国基準の公定価格と異なる額とすることは想定されない。

本来の定員設定がない施設・事業を利用する場合

(特例給付の設定に当たっての基本的な考え方)

- ・ 公定価格の設定上、施設・事業ごとに算定する費用が異なる(給食費や小規模の+1人の配置等)が、当該ケースにおいては、運営基準に基づき、実際に利用する施設・事業に適用される基準により特別利用教育・保育等を提供することになるため、特例給付の設定に当たっては、実際に利用する施設・事業の公定価格をベースに設定。

地域に認定区分に対応する施設がない場合などに、

e 教育標準時間認定を受けた子どもが、保育所を利用する場合(特別利用保育を提供)で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認める場合

<想定される具体的な事例>

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない(又は定員に空きがない)ため、保育所を利用するケース(2・3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則)
- ・ 保育認定を受けて、保育所を利用していた子どもが、保護者の就労状況等の変化により保育認定の際の要件に該当しなくなったが、5歳児など小学校就学までの円滑な移行に配慮することが必要なケース

「保育所の2号認定(短時間)の単価(基本分)から給食材料費相当額を控除した額*」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給(施設が法定代理受領)

* 加算部分、調整部分については、保育所と同様。

1号認定子どもが保育所を利用する場合であっても、1号認定に係る幼稚園等の公定価格における対応と同様に、職員の人件費等については年間を通じて算定する。

f 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、幼稚園を利用する場合(特別利用教育を提供)で、以下(上2つ)のケースに該当するものとして市町村が必要と認める場合

<想定される具体的な事例>

- ・ 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、地域に保育所、認定こども園がないため、幼稚園を利用するケース
- ・ 保育認定を受けた子ども(満3歳以上)が、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業の利用を希望したが、利用調整の結果、定員に空きがないことから幼稚園に入園するケース

「幼稚園の1号認定の公定価格」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給(施設が法定代理受領)

その上で、通常の教育時間を超える利用については一時預かり事業(幼稚園型)により対応する。

g 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定地域型保育事業を利用する場合（特別利用地域型保育を提供）で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認めた場合

< 想定される具体的な事例 >

- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、地域に幼稚園、認定こども園がない（又は定員に空きがない）ため、特定地域型保育事業を利用するケース。（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 教育標準時間認定を受けた子どもが、保護者の希望により事業所内保育事業の従業員枠を利用するケース（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 離島その他の地域に所在しており、地域に特定教育・保育施設が存在しない場合。 後述（P6参照）

（小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業）

「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）に一定割合^{*1}を乗じて得た額^{*2}」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

満3歳の誕生日を迎えた年度内については、「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額^{*2}」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額

（家庭的保育事業、小規模保育事業C型）

「地域型保育給付の単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額^{*2}」から「1号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

*1 2歳児（6：1）と、3歳児（20：1）又は4歳以上児（30：1）との配置基準や給食費の取り扱い等の違いを考慮して、国において設定。

ただし、地域型保育事業は原則3歳未満児の利用を想定した職員体制が組み立てられており、地域における3歳以上児の教育・保育の提供体制等を勘案する必要があることから、施設の運営面に配慮し、定員19人以下の事業所かつ3歳以上児（満3歳の誕生日を迎えた年度内の子どもを除く）の利用が利用定員の3割未満の場合については、「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）から給食材料費相当額を控除した額^{*2}」によることとする。

*2 加算部分、調整部分については、地域型保育給付と同様。

居宅訪問型保育事業は、「地域型保育給付の公定価格」から「1号認定の利用者負担額（満3歳児は3号）」を控除した額

h 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、特定地域型保育事業を利用する場合（特定利用地域型保育を提供）で、以下のケースに該当するものとして市町村が必要と認めた場合

< 想定される具体的な事例 >

- ・ 特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、年度の途中で満3歳を迎えたが、当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用するケース（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
また、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、受け入れ先の確保が困難な場合については、満4歳を迎える年度中に受け入れ先を確保することを基本として、市町村がやむを得ないと判断する場合に限り引き続き利用することを可能とする。（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 特定地域型保育事業を利用している保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、年度の途中で満3歳を迎えたが、保護者の希望により、市町村が必要と認める範囲内で、引き続き特定地域型保育事業を利用するケース（3号認定の利用定員の範囲内での受け入れが原則）
- ・ 離島その他の地域に所在しており、地域に特定教育・保育施設が存在しない場合。 後述（P6参照）

（小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業）

「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）に一定割合^{*1}を乗じて得た額^{*2}」から「2号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

満3歳の誕生日を迎えた年度内については、「地域型保育給付の2歳児の公定価格」から「3号認定の利用者負担額」を控除した額

（家庭的保育事業、小規模保育事業C型）

「地域型保育給付の単価（基本分）から主食費相当額を控除した額^{*2}」から「2号認定の利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

満3歳の誕生日を迎えた年度内については、「地域型保育給付の公定価格」から「3号認定の利用者負担額」を控除した額

*1 2歳児（6：1）と、3歳児（20：1）又は4歳以上児（30：1）との配置基準や給食費の取り扱い等の違いを考慮して、国において設定。

ただし、地域型保育事業は原則3歳未満児の利用を想定した職員体制が組まれており、また、連携施設の設定に当たって5年間の経過措置を設けているなど、当面、地域における3歳以上児の教育・保育の提供体制等を勘案することから、施設の運営面に配慮し、定員19人以下の事業所かつ3歳以上児（満3歳の誕生日を迎えた年度内の子どもを除く）の利用が利用定員の3割未満の場合については、「地域型保育給付の2歳児単価（基本分）から主食費相当額を控除した額^{*2}」によることとする。なお、地域における提供体制に鑑みて、利用定員の3割以上となることがやむを得ないと市町村が認める場合にはこれとは異なる割合によることを可能とする。

*2 加算部分、調整部分については、地域型保育給付と同様。

居宅訪問型保育事業は、「地域型保育給付の公定価格」から「2号認定の利用者負担額（満3歳児は3号）」を控除した額

離島その他の地域における取り扱い

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域で、

- i 教育標準時間認定を受けた子どもが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合（特例保育を提供）
- j 保育認定を受けた子ども（満3歳以上）が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合（特例保育を提供）
- k 保育認定を受けた子ども（満3歳未満）が、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業以外の事業を利用する場合（特例保育を提供）

「内閣総理大臣が定める額（事案ごとに個別に承認）を基準として市町村が定める額」から「認定区分に応じた利用者負担額」を控除した額を支給（事業者が法定代理受領）

現行の「へき地保育事業」からの移行が想定されるが、当該「特例保育」は、「特定」施設・事業としての基準の適用を受けない特例的な事業であることから、まずは地域型保育事業の利用定員の運用面等における離島その他の地域に係る柔軟な取り扱い*により、できる限り「特定」施設・事業への移行を基本とし、その上でなお移行が困難な場合のセーフティネットとしての運用が必要。

- * へき地保育事業からの移行が想定される地域型保育事業については、3号認定の利用を原則とした事業であるが、離島その他の地域については、1号認定、2号認定の受け入れを柔軟に認める（g・hの特例地域型保育給付による対応）。また、小規模保育事業について、離島その他の地域については定員19人を超える受け入れを柔軟に認める。（その際の特例地域型保育給付の公定価格の水準は、特例地域型保育給付の水準（g・hの水準）をベースとして、定員超過の割合に応じて調整。）

特 例 給 付 の 利 用 形 態

	満 3 歳 以 上		満 3 歳 未 満
	教 育 標 準 時 間 認 定 (19 条 1 項 1 号)	保 育 認 定 (19 条 1 項 2 号)	保 育 認 定 (19 条 1 項 3 号)
特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 (特 例 施 設 型 給 付 費)			
認 定 こ ど も 園	a ()	b ()	c ()
保 育 所	e ()	b ()	c ()
幼 稚 園	a ()	f ()	-
特 定 地 域 型 保 育 事 業 者 (特 例 地 域 型 保 育 給 付 費)			
小 規 模 保 育	g ()	h ()	d ()
家 庭 的 保 育	g ()	h ()	d ()
居 宅 訪 問 型 保 育	g ()	h ()	d ()
事 業 所 内 保 育	g ()	h ()	d ()
特 定 教 育 ・ 保 育 及 び 特 定 地 域 型 保 育 の 確 保 が 著 し く 困 難 で あ る 離 島 そ の 他 の 地 域			
特 例 保 育	i ()	j ()	k ()

a ~ d は、認定申請後、認定の効力が発生するまでの間のみ特例給付で対応。認定の効力が発生後は、通常の施設型給付費、地域型保育給付費が支給される。

(参照条文) 子ども・子育て支援法 (抜粋)

(特例施設型給付費の支給)

第二十八条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一号に規定する特定教育・保育に要した費用、第二号に規定する特別利用保育に要した費用又は第三号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- 一 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。(a, b, c)
- 二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育(地域型保育を除く。)をいう。以下同じ。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。)(e)
- 三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。)を受けたとき。(f)

2 特例施設型給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 特定教育・保育 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額(a, b, c)
- 二 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(e)
- 三 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)(f)

3 内閣総理大臣は、第一項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号及び第三号の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第二号及び第三号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例施設型給付費(第一項第一号に係るものを除く。第四十条第一項第四号において同じ。)の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例施設型給付費の支給及び特定教育・保育施設の特例施設型給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(特例地域型保育給付費の支給)

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

一 満三歳未満保育認定子どもが、当該満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第二十条第一項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。(d)

二 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育（同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第九条第一項第三号イにおいて「特別利用地域型保育」という。）を受けたとき（地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。(g)

三 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育（特定地域型保育のうち、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。）を受けたとき（地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。）。(h)

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものに限る。）にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。)を受けたとき。(i, j, k)

2 特例地域型保育給付費の額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。） 前条第三項第一号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額(d)

二 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）。(g)

三 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）。(h)

四 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額）から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を基準として市町村が定める額(i, j, k)

3 内閣総理大臣は、第一項第二号及び第四号の内閣府令を定め、又は変更しようとするとき、並びに前項第二号から第四号までの基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第一項第二号及び第四号の内閣府令については文部科学大臣に、前項第三号の基準については厚生労働大臣に、同項第二号及び第四号の基準については文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 前条第二項及び第五項から第七項までの規定は、特例地域型保育給付費（第一項第二号及び第三号に係るものに限る。第五十二条第一項第四号において同じ。）の支給について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、特例地域型保育給付費の支給及び特定地域型保育事業者の特例地域型保育給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(参照条文) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 (抜粋)

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設 (保育所に限る。この条において同じ。) が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号*に規定する基準を遵守しなければならない。

* 法第三十四条第一項第一号

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県 (指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市 (以下「児童相談所設置市」という。) の区域内に所在する保育所 (都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。) については、当該指定都市等又は児童相談所設置市) の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準 (保育所に係るものに限る。)

(特別利用教育の基準)

第三十六条 特定教育・保育施設 (幼稚園に限る。次項において同じ。) が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号*に規定する基準を遵守しなければならない。

* 法第三十四条第一項第二号

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準 (幼稚園に係るものに限る。)

(特別利用地域型保育の基準)

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

(特定利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項*に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

* 法第四十六条第一項

第四十六条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第三十四条の十六第一項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準 (以下「地域型保育事業の認可基準」という。) を遵守しなければならない。